

第495回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和5年5月16日(火曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和5年5月23日(火曜日)
午後2時
- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一会議室

議題

審議事項

- (1) 宮城海区漁場計画(案)について
- (2) かたくちいわし(しらす)1そうびき機船船びき網漁業の制限措置(案)等について
- (3) 宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事漁獲可能量について
(まさば及びごまさば太平洋系群・ずわいがに太平洋北部系群・くろまぐろ大型魚・くろまぐろ小型魚)

協議事項

漁業法第73条第2項第2号に係る判断基準(案)について

報告事項

沿岸春漁の操業状況について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	千 葉 富 夫
会長代理	鈴木政志	”	平井光行
委 員	高橋平勝	”	館田あゆみ
”	高橋一郎	”	尾定 誠
”	鈴木章登	”	石森裕治

委員 大江清明

委員 木村千之

” 伊藤新造

欠席委員

会長代理 岩沼徳衛

委員 菊田守

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻より少々早いのですが、開会に先立ちまして前回出席できなかった4月に転入した職員を御紹介させていただきます。水産林政部 山田副部長です。

○水産林政部 山田副部長

山田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局 高橋総括次長

続いて、気仙沼地方振興事務所水産業振興事務所 和泉部長です。

○気仙沼地方振興事務所 和泉部長

よろしく申し上げます。

○事務局 高橋総括次長

ただ今から、第495回宮城県海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況につきましては、現時点で13名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

お手元の配布資料の右上に番号を振っておりますので、御確認の方をお願いします。

まず資料1といたしまして、審議事項(1)「宮城海区漁場計画(案)について」、資料2といたしまして、審議事項(2)「かたくちいわし(しらす)1そうびき機船船びき網漁業の制限措置(案)等について」、資料3といたしまして、審議事項(3)「宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について(まさば及びごまさま太平洋系群・ずわいがに太平洋北部系群・くろまぐろ大型魚・くろまぐろ小型魚)」、資料4といたしまして、協議事項「漁業法第73条第2項第2号に係る判断基準(案)について」、資料5といたしまして、報告事項「沿岸春漁の操業状況について」、次第には記載していませんが、その他として、「親睦会規約の改正(案)について」

以上6種類の資料となっております。御確認いただきまして、不足等ありましたら事務局もしくはお近くの県当局の職員にお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

本日の議事録署名委員に7番の大江委員、14番の石森委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますので、よろしく願いします。

【審議事項】

○關会長

審議事項(1)「宮城海区漁場計画(案)について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。阿部事務局長をお願いします。

○事務局 阿部事務局長

資料1をお願いいたします。審議事項(1)宮城海区漁場計画(案)についてでございます。これは令和5年9月の漁業権一斉切替えにかかるものでございまして、今回の切替え10年に1度の共同・区画・定置漁業権の切替えとなっております。県では、昨年より漁業権の免許を受けております漁業協同組合、そして、大型定置の漁業者の方と次の次期漁業権につきまして、漁場、漁業の種類、漁場の位置など漁業権の内容等について確認を行ない、それを踏まえて港湾管理者、そして海上保安部等の関係機関と協議を行ってまいりました。

その後、漁業法改正によりまして新たに必要となりました利害関係人からの意見聴取、パブリックコメントを行った上で、3月の海区委員会に漁場計画(案)を示させていただいているところでございます。その後、関係者から意見を聴く公聴会でございますが、4月18日に石巻と気仙沼、26日には県庁において開催したところでございます。今日は、

この公聴会において公述されました意見を踏まえまして、漁場計画（案）に係る答申について、今回御審議いただくものでございます。詳細につきましては、担当の方から御説明申し上げます。

○關会長

どうもありがとうございました。
引き続き、庄子さんお願いします。

○事務局 庄子技師

私の方から、宮城海区漁場計画についてということで御説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目を御覧ください。こちらは、令和5年3月の委員会で諮問されました諮問文になります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。2ページ目は、宮城海区漁場計画（案）として、海区漁場計画の概要と諮問以降のスケジュールなどを示したものになります。中段の公聴会の開催という見出しにありますとおり、令和5年4月18日に石巻及び気仙沼会場、4月26日に仙台会場にて公聴会を実施しまして、利害関係人の方から意見を聴いております。

その下の見出し漁場計画（案）への答申にありますとおり、今回の答申は、この公聴会の意見を踏まえ県から諮問を受けた漁場計画に対し、県への意見について御審議いただくものです。各公聴会の概要について、後ほど御説明いたします。

下部、今後のスケジュールという部分ですが、こちらは今後の流れを示してございます。太枠部分が本日御審議いただきます答申となりまして、今後、漁場計画の公示を経て6月から7月に免許申請の受付、8月の委員会で免許申請者の適格性の審査、答申がなされ8月31日に免許予定となっております。

次のページにお移りいただきまして、各公聴会の概要について御説明いたします。まず、石巻会場では4月18日午前10時30分から正午まで、9名の委員の方に御出席いただき、また、5名の方より公述していただきました。傍聴者は公述者を含み27名でございました。まず、1人目、県漁協女川支所の阿部運営委員長より公述いただきました。公述の概要といたしましては、定置漁業権新設を要望している組合員の方の希望が反映されているため、計画に賛成であるとのことでした。質疑としては、關会長よりこの定置漁業に関係している人数及び関係者と調整済みであるかどうかについて質問があり、関係する組合が20名くらいで、関係者と調整済みとの回答でした。

その下、2人目ですが、県漁協網地島支所の阿部運営委員長より公述いただきました。公述の概要としては、第二種共同漁業権に関する漁場計画について、当支所の要望が反映されているため、賛成であるとのことでした。続いて、4ページに移りまして、この公述に関する質疑としては、高橋平勝委員より、当該者の漁業就業年数及び対象漁種について質問がありまして、就業年数は5年、対象漁種はひらめ、かれいなどの底魚類との回答でございました。また、尾定委員より、支所からの支援措置について質問があり、特になしとの回答でございました。また、石森委員より、実施する場所について質問があり、湊波岐崎南部、また、北東部の水深27メートル未満の場所との回答でございました。

続きまして3人目ですけれども、県漁協石巻地区支所の木村支所長より公述いただきました。公述の概要としては、区画漁業権の拡大及び第二種共同漁業権に関する漁場計画について、当所の要望が反映されているため、賛成の内容でございました。質疑としては、關会長より、いかだの台数は減少させるかどうかという質問に対し、現状のまま間隔を広げるとの回答でございました。また、大江委員より、養殖する経営体数について質問がありましてかきが40、わかめが3経営体との回答でございました。

続いて5ページ目に移りまして、4人目、牡鹿漁協の内海参事より公述いただきました。公述の概要としては、区画漁業権の拡大に関する漁場計画について、当組合の要望を反映しているため、賛成との内容でございました。質疑としては、關会長より新規漁業者を受入れる漁業種類及び働きかけについて質問がありまして、ぎんざけ養殖や定置漁業で受入れを想定している、各漁業者に働きかけているとの回答でございました。

次に5人目ですが、山根定置漁業生産組合の山根組合長より公述いただきました。公述の概要としては、定置漁業権の新設に関する漁場計画について、当組合の要望が反映されているため、賛成という内容でした。質疑としては、關会長より別会社が申請する理由等について質問があり、調整の結果であるとの回答でした。また、岩沼委員より対象漁種について質問があり、いわしやさばとの回答でございました。また、高橋平勝委員より共有免許に関する質問があり、現行の定置漁業権定第24号は別会社と共有していたこと、次の切替えは全く別の会社が申請する予定との回答でございました。

続きまして、6ページ目を開きください。続いて、気仙沼会場の概要について御説明いたします。気仙沼会場では4月18日の午後2時30分から午後4時まで8名の委員の方に御出席いただき、また7名の方より公述いただきました。傍聴者は公述者を含み25名でございました。

まず、1人目、県漁協唐桑支所の千葉支所長より公述いただきました。公述の概要といたしましては、区画漁業権の拡大及び第1種、第2種共同漁業権の区域変更に関する漁場計画は、当支所の要望どおりとなっているとの内容でした。質疑としては、關会長より小型定置網の漁具の統数の上限に関する質問があり、具体的な数値は検討中ですが、10ヶ統以内におさめるとの回答でした。

続いて7ページ目に移りまして、2人目、県漁協気仙沼地区支所の菊地支所長より公述いただきました。公述の概要としては、区画漁業権の統合、拡大及び第1種、第2種共同漁業権の区域変更に関する漁場計画は、当支所の要望どおりとなっているとの内容でした。こちらについては、特に質疑はありませんでした。

次に3人目ですけれども、県漁協大谷本吉支所の高橋運営委員長より公述いただきました。公述の概要としては、区画漁業権の統合、拡大及び第2種共同漁業権の拡大、統合、小型定置漁業の漁業時期の周年化に関する漁場計画について、当支所の要望どおりとなっているとの内容でございました。質疑としては平井委員より定置の魚種の変化及び周年化に関わる人員について質問があり、魚種はさけの不漁やいわしやさばの増加を見込んでいること、人員は周年化することで雇用しやすくなるとの回答でございました。

続いて8ページ目に移りまして、4人目、県漁協歌津支所の阿部運営委員長より公述していただきました。公述の概要としては、区画漁業権の移設、統合、拡大、第2種共同漁業権の統合、拡大及び小型定置漁業の漁業時期の周年化に関する漁場計画について、当支所

の要望どおりとなっているとの内容でした。質疑としては、關会長よりわかめの漁業時期の周年化について質問があり、種苗を確保したいためとの回答でございました。

続いて5人目ですけれども、県漁協志津川支所の佐々木運営委員長に公述いただきました。公述の概要としては、区画漁業権の拡大、統合、第2種共同漁業権の拡大、小型定置漁業の周年化に関する漁場計画について、当支所の要望どおりになっているとの内容でした。質疑としては、平井委員より漁船漁業からの転換の数について質問があり、ほとんどの漁家が検討との回答でございました。高橋平勝委員からも質問があり、わかめの漁業時期の周年化と共同漁業権区域拡大に伴う競合の有無について質問がありまして、わかめは種苗の確保に伴う周年化であること、競合については関係者で調整済みとの回答でございました。

続いて9ページに移りまして、6人目、南三陸定置組合の三浦恒志氏より公述いただきました。公述の概要としては、定置網の周年化、移動に関する漁場計画については、当組合の要望どおりとなっているとの内容でした。こちらについては、特に質疑はありませんでした。

続いて7人目、日門定置網漁業生産組合の岩槻理事より公述いただきました。公述の概要としては、定置網の周年化に関する漁場計画について、当組合の要望どおりとなっているとの内容でした。こちらについても、特に質疑はございませんでした。

続いて、10ページをお開きください。続いて、仙台会場の概要について御説明いたします。仙台会場では、4月26日午後1時から午後2時30分まで13名の委員に御出席いただきまして、4名の方に公述していただきました。傍聴者は公述者を含み12名でございました。

まず、1人目県漁協鳴瀬支所の手代木泰伸氏に公述いただきました。公述の概要といたしましては、陸水からの起因によると思われるのりのバリカン症に対応するため、現在の区画を沖合と岸側に漁場の拡大を希望するとの内容でございました。質疑としては、關会長より区域を沿岸に拡大している理由について質問があり、のりのバリカン症対策として漁場を広く使い間隔を広げるためとの回答でした。また、尾定委員よりだるすはのりを補うためかとの質問がありまして、漁船漁業者の不漁対策として実施しているとの回答でございました。また、館田委員より対象となる漁業者の数について質問があり、かきが19経営体、のりが1経営体との回答でございました。

続いて2人目として、県漁協塩釜地区支所の渡邊支所長より公述いただきました。公述の概要としては、漁場を最大限に活用するために区画漁業権を統合すること、また、漁業種類を追加することを希望すると内容でした。11ページの方にお移りいただきまして、質疑としては、關会長より県との調整について質問があり、調整済みであるとの回答でございました。

続きまして3人目ですけれども、県漁協七ヶ浜支所の鈴木副運営委員長より公述いただきました。公述の概要としては、現在の漁場に即した漁場利用のため、区画漁場を統合し、また、のりのバリカン症対策として拡大を希望する内容でした。質疑としては、關会長より恩恵を受ける経営体の人、支所内の割合について質問がありまして、経営体数は8経営体で割合として、支所内の半分との回答でございました。また、高橋平勝委員より質問がありまして、統合拡大区域に航路を設けるのかとの質問があり、設けるとの回答でござい

ました。

最後に4人目ですけれども、県漁協仙南支所の佐伯支所長に公述いただきました。公述の概要といたしましては、海水温の上昇、漁場環境の変化により、漁場が安定しないことから、第二種共同漁業権の漁業の時期の延長を希望するとの内容でございました。12ページの方おめぐりいただきまして、質疑としては平井委員より魚種の変化を想定したものかという質問がございまして、たちうおも期待しているんですけれども、すずきを想定しているとの回答でした。また、高橋平勝委員より操業時期の前倒しについて質問があり、前倒しするとの回答でございました。また、鈴木会長代理より関係する貝桁漁業者との調整について質問があり、調整済みであるとの回答でございました。

以上が各会場の公聴会の概要になります。

また、あわせて公聴会時に資料としてお配りしております各会場の公述申請書及び関係図面を参考資料として添付してございます。また、宮城海区漁場計画(案)も併せて添付しておりますので、御参考ください。以上で私からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問ございましたら発言願います。なお、発言に際しましては、挙手の上議長の指名を得てから番号を及び氏名を述べ御発言願います。

どなたか質問ありますか。高橋委員。

○高橋(一)委員

お話をいただきました。我々もちろん、これについてはだいぶ了承しているはずでございまして。それで、まだ少し早いですが、8月31日と最後に設定されておりますね。これを当然のことながら5年、10年とこう長く使うわけですが、これの漁場等はその9月以降、漁場等は調査等はしてみるんですか。確認が早いですが、そういう気持ちがあるんですか。

○關会長

はい。どなたかお答えできますか。芳賀さん、お願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

ただいまの高橋委員の御提言ですが、今現在、9月1日の免許に向けて手続きや事前調整を精一杯やっている状況でして、9月以降の漁場の確認のところまでは、まだ計画を立ててないところではございますが、必要に応じて、その現場確認も含めて対応を検討して行きたいと思っております。

○關会長

高橋委員よろしいでしょうか。

○高橋（一）委員

必要に応じてということは、誰かがこういうふうに来てみてと言われれば、必要に応じてから対応すると、それ以外であればそのままよろしいと、そういうふうな解釈でよろしいですか。

○關会長

いかがでしょうか。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

そうですね。なかなかお答えにくいんですが、今現在、具体的な現場調査の計画を立てておりませんので、お話を伺いながら検討して行きたいという回答になります。

○高橋（一）委員

せっかく、皆さんこうして承認する漁場ですから、確かにそのとおり使われているんだなど、そういうふうになれば我々も安心しますが、あるいは一部でここ違うんじゃないかなということのないようにですね、それはね、皆さんに県の方に御注意して見守ってもらえればなというふうに思います。

○關会長

高橋委員の御懸念が今のようにありますので、県の方で御検討よろしくお願いします。

高橋委員よろしいでしょうか。他にございませんか。よろしいですか。

なければ、宮城海区漁場計画（案）については、県から諮問のあったとおり原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。よって異議なしと認め、令和5年3月17日付け水振第1063号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

○關会長

次に、審議事項（2）「かたくちいわしらす1そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」を上程します。県から御説明願います。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

資料2を御準備お願いいたします。審議事項（2）かたくちいわしらす1そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等についてでございます。このかたくちいらすの機船船びき網漁業につきましては、令和2年12月に改正されました改正漁業法によりまして、

知事許可漁業におきましては大臣の許可の規定に準じまして、許可の内容について制限措置を定めまして、その措置については海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示すると言うような決まりになってございます。本日は、漁業法第58条において準用いたします同法第42条第3項と、第5項の規定に基づき、7月1日から漁業時期を迎える当該漁業の許可についての制限措置の内容について御審議をいただくものでございます。なお、本漁業につきましては、1年許可となっておりますので、去年の5月にも御審議いただきましたが、改めまして令和5年漁期についての制限措置について御審議いただくものでございます。詳細は担当から御説明申し上げます。

○關会長

ありがとうございます。続いて永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

私の方から、資料に基づきまして説明させていただきます。資料2の方、御覧いただきまして、1枚おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。

こちらは、漁業法に基づく海区委員会への諮問文書の写しとなっております。

続きまして、もう1枚めくっていただきまして裏面の2ページ目を御覧ください。こちらが、今回諮問いたします具体的な制限措置の内容となっております。こちらのページにつきましては、後ほど戻りまして詳しく説明させていただきます。

続きまして、次の3ページ目を御覧ください。かたくちいわし（しらす）1そうびき機船船びき網漁業の概要についてでございますけれども、こちらにつきましては、東日本大震災後の宮城県の仙台支所、仙南支所（閑上）（亘理）（山元）の仙南4地区の貝桁漁業の実情を考慮いたしまして、漁業経営の安定を図るためということで、平成28年6月から許可漁業として導入されたものでございます。2の漁業調整の経緯というところで、こちらの許可にいたる経緯でございますけれども、東日本大震災後の仙台4地区の貝桁漁業につきましては、貝毒の発生、それから山元地区を中心として震災によるがれきが漁場に散乱・残存しているということで、震災以前のような操業ができないという厳しい状況にございました。そのような中で、平成23年10月に漁業者の方からこうなご2そうびき船びき網漁業の許可要望というものが出されたことから、関係漁業団体との調整を行ないまして、平成27年1月でございますけれども、ランプ網の漁業者の方との懇談会を開催いたしまして、そちら側から漁獲対象はこうなご以外とすること、それからこうなごの操業期間は操業しないことという意向も示されましたことから、対象魚種をかたくちいわしのしらす、操業期間を7月から11月として設定されました。その後、海区漁業調整委員会での協議を経まして、平成28年6月に許可処分取扱方針を制定いたしまして、新規の知事許可漁業として導入されたという経緯でございます。

次、3の水揚げの状況でございますけれども、下の左側が平成29年からの漁期別の漁獲の実績となっております。棒グラフの方が漁獲量、折れ線グラフの方が漁獲金額というふうになっております。年よってジグザグのばらつきがございますけれども、直近の令和4年、昨年に関しましては、漁獲量は146トン、水揚げ金額が7,000万円というふうになっております。御参考に、右側の棒グラフでございますけれども、こちらは月別の各

年の漁獲量の推移というふうになっております。一番下の表でございますけれども、こちらは各年の許可隻数を表したのようになっております。昨年は許可隻数8隻のうち1隻が未着業となっておりますけれども、今年は事前に伺いましたところ9隻が申請予定というふうにお聞きしております。

続きまして、もう1枚めぐりまして4ページ目を御覧ください。4ページ目でございますけれども、4の資源の状況でございますけれども、こちらの資料につきましては、国の水研機構のホームページで公表している資源評価から文章、それから図の方も引用させていただいております。まず、(1)の生態と分布でございますけれども、かたくちいわしについては、系群が3つございまして、宮城県を含む太平洋系群につきましては、寿命4年、1年で100%成熟、産卵は4月から8月に盛期を迎えますが、ほぼ周年、沿岸から沖合までの広い海域で行われているということでございます。次に、(2)の漁業の実態と資源の動向ということで、太平洋系群に関しましては、かたくちいわし仔魚期にしろすとして船びき網漁業等により宮城県を含みます鹿児島までの海域で春から秋に漁獲されております。それから、そのほか未成魚・成魚に関しましては、各地の定置網やまき網等で漁獲されておまして、本県でも定置網で漁獲をされている重要な魚種でございます。

本県でも漁獲されてきたかたくちいわしなんですけれども、太平洋系群の資源量につきましては、この真ん中の一番左側のグラフにありますとおり、2002年頃をピークに減少して、2018年に最小となっております。その後、再び増加に転じているところではありますけれども、現在も依然として資源量が低い水準にあるという状況です。一方で、一番右側のグラフでございますけれども、しろすの漁獲量につきましては概ね2万2,000トンというところで安定しているという状況です。今回許可の対象となっておりますしろすでございますけれども、しろすの漁場は、かたくちいわしの漁場全体から見ればごく一部の海域であるということで、基本的にはしろす漁業が太平洋系群の資源に与える影響は限定的であるというふうにされております。一方で、近年で沖合域における本系群の分布量は低調であるということで、沿岸域での成育場・産卵場というところの重要性も高まっているとも言われておまして、今回の本県の許可につきましても、引き続き1年許可として毎年漁獲の状況であるとか、資源評価の状況について確認しながら検討して行くというふう考えております。

続きまして、次の5ページ目を御覧ください。(3)として漁業者による自主管理について記載しております。自主管理として仙南4地区の当該漁業者間で、毎年操業管理規定というものを策定しております。その中で、隻数の上限であるとか、操業日数、1隻1日当たりの漁獲量上限、休漁日等のきめ細やかなルールを定めて操業しております。

今漁期につきましても、先週ちょうど協議が行われたところでございまして、今漁期のルールについて確認がされたところでございます。

次に、5の許可の概要でございますけれども、(1)制限措置と書いてありますが、こちらが平成28年に制定された取扱方針記載の制限措置の内容となっております。操業区域につきましては、第2種共同漁業権の269号、261号のうち、次の線を結んだ海域ということで、一番下の図の太枠で囲まれた区域となっております。操業時期につきましては7月から11月末まで、船舶の総トン数については5トン未満、許可をすべき船舶の数は22隻というふうになっております。この22隻という隻数につきましては、本許可の

導入時に仙南4地区の漁業者を対象に行った意向調査に基づきまして、将来的に見込まれる最大の隻数というふうに設定した数となっております。漁業を営む者の資格でございますけれども、(1)から(3)全てを満たす者というふうになっておりまして、(1)につきましては、こちらの260、261の共同漁業権の組合員行使権を有する者、又は関係地区以外の者であって、当該漁業権の免許を受けた漁業協同組合の書面による同意を得た者。(2)として、平成18年から22年、震災前の過去5年間にこちらで貝桁漁業の許可を受けて当該漁業を営んでいた者。そして(3)として、当該漁業権の免許を受けた漁業協同組合と協同して当該漁業を営もうとする者。この3つの全てを満たす者というふうになっております。

続きまして、裏面の6ページを御覧ください。こちらの許可の有効期間につきましては1年間というふうに設定しております。(3)許可の主な条件として、以下のようなイからへのような条件を付しておりますほか、(4)の操業管理に係る規定ということで、先ほど申し上げました操業管理規程ですね、こちらをあらかじめ関係漁業者間で作成いたしまして、知事の承認を受けるというふうになっております。さらに操業に関する操業協定書を併せて提出することとなっております。

それでは、資料2ページ目にお戻りください。お戻りいただきました2ページ目でございますけれども、こちらが本日審議いただく制限措置等の内容となっております。漁業法の規定に基づきまして、許可の申請を受付けるに当たりまして、こちらの制限措置等を公示するというふうになっておりまして、その内容について委員会に諮るものでございます。1の許可又は企業の認可をすべきその他の制限措置等というところの内容につきましては、操業区域、操業時期、それからトン数、隻数等の各項目の内容につきましては先ほど説明した内容と同様というふうになっております。2の許可等を申請すべき期間でございますけれども、こちらの答申をいただきましたら5月25日から6月24日まで受付ということで予定しております。説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○關会長

ありがとうございます。県から説明終わりましたので質疑に入ります。なお、発言に際しましては、先ほどの注意をお守りいただいて御発言願います。

どなたか御質問ありますか。ありませんか。

それでは、私1つだけ質問したいと思えます。3ページの月別漁獲量を説明いただいたんですが、これ見ると年度ごとにその漁獲の多寡が随分変化しておりまして、令和4年度はほぼ安定してる状況が見受けられますが、これはこういう県内のその月別漁獲量の動向について、試験研究機関等で、これは環境のせいなのか漁獲努力量のせいなのかといったその調査解析はなさっていらっしゃるかどうかお尋ねしたかったんですが。

どなたかお答えできますか。

○水産技術総合センター 日下副所長

今、会長御質問の調査につきまして、申し訳ございません、今詳細な資料等を持参しておりませんが、いずれかたくちしらすの資源調査についてはセンターとして調査をしてお

ります。こういった状況の変動等についても環境の関連等ですね。今後まとめたものができたら御紹介させていただければと思います。

○關会長

現時点で、その環境なのか漁獲努力なのかというのはすぐは分からないということですね。わかりました。ぜひその辺は関心の高い漁業ですので、然るべく早めに情報を提供いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。

平井委員、お願いします。

○平井委員

許可すべき隻数の上限ということについてお伺いしたいと思いますが、先ほど説明では将来的な見込みで最大限の隻数という御説明でしたが、近年の状況を見て7隻から9隻というふうな、操業状況なので、かつ期間が1年というふうに限定するので、そこまで上限を空けておく必要性というのはあまり私自身は感じないんですけども、どういう理由でこんなふう実績が7、8隻なのに22隻という上限をつけているのでしょうか。

○關会長

はい。永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

こちらの22隻という隻数なんですけれども、平成28年に始まるに当たって、こちらの趣旨というか導入したのが、申し上げた仙南4地区の貝桁漁業されている皆さんが貝毒で操業できない、あるいはがれきがあって操業できないというところで始めた許可でございまして、その時に各4地区の支所でどれぐらい将来的に希望がありますかと聞いた時に、22隻ということで実際の隻数との乖離があるということで、こちらについては、やはり非常にその時経営状況も苦しかったということで、なかなか始めたいと言っても漁具とか設備投資にもお金がかかるということで、すぐには始められないんですけども、いずれ将来的に体制を整えばやりたいという意向があるので、そのまま22隻ということで上限を設けているところで、現在もその状況というふうに伺っております。

○關会長

平井さんよろしいですか。

他にはい、鈴木会長代理お願いします。

○鈴木会長代理

今、隻数が22隻が上限と言うんですけれども、この共同漁業権の260と261の中で、果たしてその22隻ですか、操業できるんですか。将来的に。

○關会長

それはどなたお答えできますか。
永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

現在、許可が始まって、平成28年から何漁期か経ちまして、現在のところおっしゃるとおり多くて9隻とか8隻とかというところで操業されておりますので、実際、22隻が全部出た時にどうなるかというのは分からないのかなと思っておりますけれども、こちら先ほど申し上げたとおり1年の許可としておりますので、毎年の漁獲の状況であるとかといったところを見ながら、また、かつ皆さんの操業管理規程ということで、細かいルール等を設けて1日の漁獲上限なんかを設けておりますので、そちらも調整しながらの操業になるのかなというふうに考えております。

○鈴木会長代理

これ実際、今8隻、9隻が操業している中で、結構トラブルあるんですよ。漁場が同じ場所だから。結局まく時に反応見てまくもんだから。最終的に22隻というのは多すぎじゃないのかなと思って今質問したんです。漁場があんまり狭すぎるってこれでは。ただ、拡大する予定はないはずだからね。県では。

○關会長

はい。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

この漁業許可の導入当時、4つの支所で話し合いまして、やはり中部がメインとなっている火光利用敷網漁業の方々との協議の結果ですね、やはり自分たちの共同漁業権内のみの操業ということで了解もらったというような経過がございますので、このしらすの船びきについては、現状のままの操業区域とすることで理解してございます。拡大につきましては、その時点で必要であれば関係する漁業者の方と協議する必要がございますが、今のところ拡大するつもり、予定はございません。

○鈴木会長代理

了解です。

○關会長

他にございませんか。
よろしいですか。伊藤委員お願いします。

○伊藤委員

確認なんだけど、これ仙南4地区4支所となってるんですけど、仙南4支所の中で各支所に割当られた隻数あるよね。ひとくちにこれ22隻となっているけど。確か私の記憶だ

と、仙台3隻、関上3隻、あと亘理と山元はちょっと忘れてしまったんだけど、一概に22隻となってる結構多く見えるんで、支所内の許可隻数、上限隻数ですね、それ教えてもらえれば。

○關会長

はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

今伊藤委員おっしゃったように、22隻はあくまでも4つの支所の分を足したものとなりまして、その内訳はございまして、それは関係する支所の方で、毎年協定の方で確認をしております。内訳ですが、仙台と関上が各3隻、亘理が5隻、山元が11隻という内容で関係する支所の方で調整しております。以上です。

○關会長

伊藤さん、よろしいですか。

○伊藤委員

はい。

○關会長

どうもありがとうございました。他にございませんか。

なければ、かたくちいわし(しらす)1そうびき機船船びき網漁業の制限措置(案)等については、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。よって異議なしと認め、令和5年5月15日付け水振第128号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

○關会長

次に、審議事項(3)「宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について(まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、くろまぐろ大型魚、くろまぐろ小型魚)を上程いたします。県から説明願います。

佐藤課長、お願いします

○水産業基盤整備課 佐藤課長

それでは、宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について御説明させていただきます。資料3の2ページをお開きください。

今般、令和5管理年度のまさば及びごまさば、ずわいがににつきまして県管理分にかかります漁獲可能量の割当が国から示されてございます。併せまして、くろまぐろ大型魚・小型魚につきまして漁獲可能量の追加割当が示されてございます。

現在の漁業法におきましては、資源管理に大変重きを置く内容となっておりまして、科学的根拠に基づいて資源管理が行われるというように、新しい資源管理のシステムの構築が進められているところでございます。このうち、このTAC（漁獲可能量）につきましては、国が法律に基づきまして、資源管理基本方針を定め、この方針に沿って資源の管理目標や具体的な漁獲可能量を設定し、各都道府県へ配分するというふうな流れになってございます。今般、この示された内容につきまして当海区漁業調整委員会の御意見をお伺いし、問題がなければ農林水産大臣宛てに承認申請を行って、今月末をめどに漁獲可能量が正式に公表されるというふうな流れになります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。詳細については担当班長から御説明を申し上げます。

○關会長

ありがとうございます。杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

資料3に基づきまして、私の方から説明させていただきます。

資料3の1ページ目を御覧ください。こちらが海区漁業調整委員会への諮問文書でございます。

次に2ページ目を御覧ください。今、佐藤課長の方からも説明がございましたが、本日御審議いただきますのは令和5管理年度におけるまさば及びごまさば太平洋系群、それからずわいがに太平洋北部系群の知事管理漁獲可能量の設定、それから令和5管理年度中に国から追加配分ございました、くろまぐろの小型魚、くろまぐろ大型魚の知事管理漁獲可能量の変更、以上について御審議いただくものでございます。2の審議内容でございますが、まず、まさば及びごまさば、それからずわいがににつきましては、国の方から現行水準ということで当初配分がございました。この現行水準と申しますのは、資源に与える漁獲の圧力が小さい、比較的漁獲量の少ない都道府県に対しましては、配分数量を明示しない、以前の若干に相当するようなものですが、現行水準ということで配分があったものでございます。それから(2)といたしまして、くろまぐろ小型魚、それからくろまぐろ大型魚ですが、下の方に表がございまして、左側の方が令和5管理年度でございます。表の下から2番目、くろまぐろ小型魚ですが、右側の欄の当初配分ですが、61.5トンに対しまして、今回18.7トンの追加ございまして、合計で80.2トンとなります。それから大型魚につきましては、当初配分が22.5トンに3.8トンが追加ございまして、合計で26.3トン。以上を知事管理漁獲可能量として変更するというものでございます。

次に、各魚種について詳しく説明をさせていただきます。3ページ目を御覧ください。

ここからが、まさば及びごまさば、それからずわいがにについての資料でございます。

次に、4ページ目を御覧ください。こちらが、4月26日付けで農林水産大臣から通知のありました漁獲可能量の当初配分の通知でございます。本県に関係するところは、下の方の記の下の表ですけれども、まさば及びごまさば太平洋系群、それからずわいがに太平洋北部系群ということで、それぞれ現行水準での配分があったものでございます。

次、5ページ目を御覧ください。こちら、参考データですけれども、今回配分になりましたまさば及びごまさば、それからずわいがにに関する漁獲量のグラフになります。真ん中左側2つのグラフがですね、それぞれ、まさば、ごまさば、それからずわいがにの国のTAC設定量と、あと全体の漁獲実績ということですが、白いバーのTACに対しまして、採捕数量黒いバーですけども、漁獲実績に対しまして十分なTAC設定がされているということを示すものでございます。それから右側の方がですね、宮城県知事管理漁業におきます、まさば、ごまさば、それからずわいがにの漁獲実績、それから全国の漁獲実績占める割合ということでございますが、上の方のまさば及びごまさばにつきましては、年により漁獲量変動がございますけれども、全国に占めるシェアとしましては、1%から3%程度ということで、比較的有余量は少ないということで、現行水準での配分になっているものでございます。それから、下の方がずわいがにですけども、こちらはほぼ皆無に近いということですけども、そういったこともございまして、現行水準で配分というふうになっているということでございます。

次に、6ページ目からがくろまぐろの関係でございまして、7ページ目と8ページ目に2枚、農林水産大臣からのくろまぐろ漁獲可能量の変更の通知がございます。7ページ目、4月27日付けで1度変更の配分が来たんですけども、国の方で錯誤があったということで、8ページ目に修正後の変更の通知がございまして、こちらの数値でもって知事管理漁獲可能量設定変更するというものでございます。

次に、9ページ目を御覧ください。こちらが、現在の令和5管理年度における知事管理分のくろまぐろ小型魚、大型魚の配分の方法になります。まず、1番の宮城県の漁獲枠ですけども、当初配分に対しまして、上の方の小型魚につきましては、18.7トン増の80.2トン、大型魚については3.8トン増の26.3トンに変更するものでございます。2番目からは参考まで、配分計算ということで、大型魚、小型魚それぞれ当初漁獲枠の5%をまず県の留保枠ということで設定いたしまして、残りについて、小型、大型それぞれ第8管理期間と同じ割合で定置網、それから漁船漁業に配分をいたしまして、それぞれの漁業で漁獲枠を利用者に個別配分するというような形で、漁獲の調整を行ってございます。

次に、10ページ目でございますが、こちら漁業法に基づきまして、漁獲可能量設定した際に公表することになってございまして、以下のような形で公告を行うということでございます。今回変更でございますのは、10ページ目の一番下の第4くろまぐろ小型魚、それから11ページ目の第5くろまぐろ大型魚、それから一番下の第8まさば及びごまさば、そして12ページ目の第9ずわいがにというふうになってございます。

2ページ目にお戻りください。3の今後の予定ということですけども、まず5月23日本日、海区漁業調整委員会に諮問させていただきまして、その後漁業法に基づく手続きを行ないまして、5月31日に公表という予定で進めたいと考えてございます。私からの説

明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

ありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。発言に際しましては注意を守ってお願いします。どなたか御質問ございませんか。

はい、木村委員。

○木村委員

定置と漁船漁業に対してもう決まっているんですね。

○關会長

決まっているかとお尋ねですね。はい、杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

漁船漁業、それから定置網漁業それぞれくろまぐろの管理委員会で、協定を結んだ漁業者の方と調整いたしまして、このような配分でやらせていただくということになってございます。

○木村委員

それで、この定置漁業の中に小型定置も含まれているのでしょうか。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

小型定置につきましても、この定置網の配分の中に含まれております。先ほど個別配分と申しましたけれども、これまでの調整から漁獲量のこれまで多かった小型定置を中心に個別に配分されているんですけれども、その他につきましては、その共同管理という枠も設けまして、そちらの方で対応させていただくということになってございます。

○木村委員

ということは、小型定置で獲れたものは売ることができるということですよね。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

そんな形でございます。

○木村委員

わかりました。

○關会長

安心しましたか。ありがとうございました。

他にございませんか。

どうぞ、平井委員。

○平井委員

質問というより、ぜひ教えていただきたいんですが、まさばについて令和4年度はものすごく当初の予想よりも悪かったというのは、新聞報道なんかで缶詰が足りないとかってなりましたが、実際にこのグラフを見せていただいても、確かにガクッと前年よりも減っているというふうに見えますけども、金額的にいえば、前年度の1万4千いくらと令和4年度途中までですけど、3,243トン。大体どれぐらいの金額の差になるんでしょうか。ひとつは、生産における金額と、それからたぶん加工業への波及効果も大きいのでざっくりとどれぐらいの差が出るのかというのが知りたいと思ったんですけど。

○關会長

どなたお答えできますか。杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

すみません。データを持ち合わせておりませんで、御勘弁頂ければと思います。

○關会長

では、後日御報告いただけるとありがたいのでよろしくお願いします。
平井委員、よろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

私からひとつ質問なんですけど、くろまぐろは現在、資源状態が回復している様に聞いているんですけども、それで、昨年度の割当よりもこの当初は同じであるが追加の数量が昨年度より減っているようですが、それはどんな配慮があつてのことなんだろうという質問です。

はい、杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

まず、くろまぐろにつきましては、御存知のとおり、その国際的な資源管理がなされておりまして、日本国に対する基本的な配分の量は変わっておりません。ただ、前年度に余した枠の繰越ですとか、いろんな調整のルールがございますので、そういったところの影響もあるのかなというふうに考えてございます。その、前年度にあんまり余らなかったとかですね、そういったことで、その配分が変わってまいりますので。

○關会長

それは明らかになってないわけですか。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

まだそこまで分析ができていないんですけども、昨年度の消化率が高いと、次の年が少なかったりというところがあるので、そういった事が影響しているというふうに考えております。

○關会長

それは後でぜひお教えいただきたいと思います。26日にくろまぐろの話題のある全国海区調整委員会連合会の会議がありますので、私としては知っておきたいなと思います。よろしくをお願いします。

他にございませんでしょうか。よろしいですね。

なければ、「宮城県資源管理方針に係る令和5年管理年度の知事管理漁獲可能量について(まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群、くろまぐろ大型魚、くろまぐろ小型魚)」は県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。よって異議なしと認め、令和5年5月19日付け水整第85号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

----- 審議事項終了 -----

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に移ります。

協議事項「漁業法第73条第2項第2号に係る判断基準(案)について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

阿部さんをお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から、協議事項について資料4を用いて説明させていただきます。

資料4、1枚おめくりいただきまして、1ページの方を御覧ください。

漁業法第73条第2項第2号にかかる判断基準(案)について協議させていただきます。まず概要ですが、本日、先の議題で漁場計画(案)について御審議いただきましたが、今後、漁業権の免許に際し、漁業法第73条第2項第2号に掲げる場合、こちらの後ほど御説明しますが、この場合の「免許すべき者の決定」のため「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に関する判断基準を定めるものとなっております。経緯でございま

すが、漁業法の改正によりまして、漁業権の免許に関する優先順位制度が見直されまして、同一の個別漁業権に免許が複数ある時について、当該漁業権が新規の漁業権等である場合には、「地域水産業の発展に最も寄与する者」と認められる者に免許することとなっております。国のガイドライン等において、この判断基準については、各地域の水産業の実情を踏まえて審査基準を定め公表することとされておりまして、本県の基準を作成するものとなっております。参考といたしまして、中段に水産庁のガイドラインを抜粋して載せておりますので、御覧ください。海区漁場計画の作成から漁業権の取得までの流れとなっておりますが、大きな流れといたしまして、図の中央にございますが、漁場の活用状況、次に中段にあります漁場計画の作成、さらに免許すべき者の決定というステップを進める形となっておりますが、まず左側になりますけれども、左の図が継続して設定する漁業権となっております。現在の漁場につきまして適切かつ有効に活用されている漁業権につきましては個別漁業権、団体漁業権ともに中段の漁場計画の作成の段階におきまして、概ね等しい漁業権といたしまして、類似漁業権と設定されます。この類似漁業権ですが、基本的に引き続き漁業権を受けている方が優先して免許されるという流れになっております。一方、右側になりますけれども、中段にあります新たな漁業権につきましては個別漁業権、団体漁業権で違いがありまして、団体漁業権につきましては地元の漁業協同組合などに免許されますが、個別漁業権につきましては複数の申請があった場合は、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許されるという形になっております。申請者が1者であればその方に免許されますが、複数だった場合は地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許するという流れになってございます。下の、判断が必要となるケースと言うことで、国のガイドラインに2つ事例がございますが、まず(1)といたしまして、新たに設定された同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合、また、(2)といたしまして、類似(継続)漁業権となりますが、こちらについて同一の個別漁業権について複数の申請がある場合であって満了漁業権から既存の漁業権を有している方からの申請がない場合といったケースが想定されます。まず、こちらなんですけれども、(1)につきましては、本県の場合、区画ですと新規の漁業権全て団体漁業権となっております。該当する可能性があるとするれば、新たに設けた定置漁業権の2件のみとなっております。また、(2)の既存漁業権、こちらの現在の免許者からの申請がないといったケースになりますが、こちらも、今までヒアリングですとか地元の調整を行った上で漁場計画を策定してまいりましたので、基本的には想定されないんですけれども、国のガイドラインに従いまして、このようなケースに備え、各県で判断基準を作成するということが必要となっているという形でございます。

次に、裏面の2ページの方を御覧ください。2ページ目の2に判断基準を示してございます。新たに設定された同一の個別の漁業権について、複数の免許の申請がある場合には、次の審査基準により「地域水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を決定する。ということで、下の表の方に審査基準をまとめてございます。また、こちらのページの中段の2つ目の矢印になりますが、こちらは先ほどの(2)のケースになりますが、類似漁業権につきましては中段にイラストがありますけれども、既存漁業権を有している方の事業を承継された方、例えば親から子へ承継される場合が想定されますが、こういったケースですとか、あとはもう1つなんですけれども、法人化したもので既存の漁業権を有するものと

同一性を維持している方、個人経営から法人経営に法人化された方ということが想定されますが、こういった申請につきましては、実質的に現在の免許者と同等と判断されますので、類似漁業権という観点から、この場合は、審査基準を適用せず申請者を地域の水産業の発展に最も寄与するものと言うふうにしたいと考えてございます。以上が判断基準という形になっておりまして、これを文書にまとめたものが3ページの方にまとめておりまして、本日御協議いただきまして、認めていただいた際にはこちらをホームページ等で公表してまいりたいというふうに考えてございます。説明については以上となります。

○關会長

ありがとうございました。説明終わりましたので質疑に入ります。発言に対しましては、注意事項をお守りいただき発言願います。どなたか御意見ございますか。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員

1 ページ目の漁場活用状況というところの右側のところに漁業権の取消し・行使の停止という文言があるんですけども、これは誰が判断して、海区で判断するのか県であるのか、それとも免許を受けている各漁協の支所であるのか、その辺はどのような考えですか。

○關会長

はい、阿部さんお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

右側の指導・勧告に該当する部分かと思いますが、こちら基本的に現在の漁業権もそうなんですけれども、毎年、資源管理の状況報告などを確認した上で、ちゃんと適切かつ有効にその漁場が使われているかというものを県の方で判断しなければならないとされておりまして、もし適切かつ有効に判断されて合理的な理由がないにもかかわらず活用されていないというふうに判断される場合は、指導・勧告を行うという形になっておりますが、判断するのは県になりますが、指導・勧告を行うにあたっては海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で指導・勧告を行うという形になっております。

○鈴木委員

それでですね、各支所でそれぞれ免許も受けているわけですし、その中にあと区画番号ありますよね、その中の区画1つ1つがそういう状況、今の説明あった状況と解釈しているんですか。

○關会長

はい、阿部さんお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

今回の切替えにおきましても、1つ1つ、漁業権につきましては水漁部にも協力いただ

きまして、活用状況というものを審査しております、基本的には概ね活用されているんですけども、中には利用率が低い漁場ですとかそういったものもあったんですけども、そこは合理的な理由がある場合は適切かつ有効と認めてよいということになっておりまして、今回は指導・勧告に至ったようなケースはなかったという形になってございます。

○關会長

鈴木さんよろしいですか。

○鈴木委員

自分も一応ですね、唐桑支所の方で運営委員長してるもんでね、やっぱりこの漁場の有効活用、そのやっぱり支所経営する上にも組合経営するにも非常に大事な部分なんですよ。だからもうちょっと頑張っって欲しい人もちょっと感じるんですけども、だからこの免許がこう5年に1回更新だから、8月31日来ると1回自動的に切れてしまうのかなと思って。そうすると1回切れて9月1日の午前12時1分でまた免許になるのかなと思ってみたり、有効活用されないときは、あんたは8月31日の11時59分59秒で終わりだよとか、そういうのあるのかなと。

○關会長

運営委員長さんの御指導も重要ではないですか。

○鈴木委員

やあ、その指導はするんですけどね、あんまりしすぎると、これみんな生活もあるし、あと自分の身も危険になってきますからね。それで聞いてみました。

○關会長

それは、ぜひ県と相談して、危険のないような形で善処するように工夫・考案する必要があると思います。県のお考えありますか。

はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

今回の漁業権の一斉切替えに関しましては、昨年の取扱方針を策定する段階から、漁場を有効に利用して生産を上げていきたいと思いますということで、方針の方にも記載させていただいておりましたし、現場とのヒアリング、あとは漁場の見直し、それらも、だいたいその考慮した上で漁場計画を作ったつもりです。各漁協さん、実際には支所単位で管理されておりますが、今限られた漁場の中で、どのように生産を今後上げていくのかっていう部分、各支所いろんな事情があると思うんですが、今後どうしていくべきかというのを考えてくださいというような形でヒアリングをする段階から、今現在も行使規則の作成のお願いをしていますが、その際にも、これからこの漁場をどうして行くのか、各支所の中で検討した上で、その行使規則だったり免許申請の方に反映してほしいということをお願いしておりますので、その辺は引き続き、各漁協さん、支所さんと一緒になって、漁場をどのように

利用して生産を維持して行くのかという部分、県としても考えていきたいと思えます。以上です。

○關会長

考えていただけるそうです。

○鈴木委員

気仙沼の方の近くの振興事務所に相談に行きますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○關会長

よろしくお願ひします。

他にございませんか。よろしいですか。

なければ、協議事項「漁業法第73条第2項第2号に係る判断基準（案）について」はこれまでとします。

————— 協議事項終了 —————

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項「沿岸春漁の漁業操業状況について」を上程します。県から御説明願ひします。石川さんお願ひします。

○水産技術総合センター 石川研究員

今年の春漁の操業状況について説明させていただきます。写真の方はですね、昨年春に3年ぶりにいかなごの水揚げがあった石巻市場の様子でございます。本日は、初めに今年の春の海況について説明した後に、続いていさだの状況、いかなごの状況について順に説明して行きます。

近年、海洋環境が変化しているのは皆さん御承知のとおりだと思ふんですけれども、黒潮がこれまでは常磐沖のあたりで東に向かっていたものが、2017年の大蛇行以降だと思ふんですけれども、仙台湾の近くまで黒潮が北上してから東に向かうというような流れが変化しております。これによって、宮城県の沿岸、特に仙台湾の周辺に黒潮系の水が入ってくるようになったという状況でございます。

次に親潮の動向です。親潮が入ってくると、沿岸に、栄養源が豊富なプランクトンを運んで来てくれますが、最近春に親潮がなかなか下がってこないというような傾向が続いています。左の海況図が2003年のものなんですけれども、親潮が春にこう南下をして、宮城県の海域に波及してきていると。真ん中の方は、2020年の4月1日の海況図ですけれども、親潮は、宮城県どころか岩手県にすら到達していないという状況でした。一番右が昨年（2019年）の海況図なんですけれども、久しぶりに親潮が南下をしてきて、いさだも獲

れましたし、こうしたことも3年ぶりに水揚げがあったという状況でございました。

今年の春の状況でございます。今年は、去年の11月頃から例年と比べて、黒潮の勢力が非常に強くなっておりました。こちらの折れ線グラフの方なんですけれども、田代島の定置水温のデータでございます。赤と緑が水温の平年値と、去年の水温。青で今年の推移を示しているんですけれども、今年の1月から、水温がだいたい1℃から3℃程度高いというような状況になっておりました。一方で、勢力は決して強くはないんですけれども、親潮も波及してきておまして、牡鹿半島より南側では黒潮系水が強勢でその影響を受けていると。宮城県北部の方では、親潮の影響で低い水温も確認されているというような状況でございました。

今年のいさだの状況について御報告します。いさだの良い漁場というのは、表面水温が6℃から7℃ぐらいの親潮の縁辺部に形成されるということがわかっています。漁期はじめは、3月6日に調査船でいさだの調査を行ないましたので、その結果を御説明します。

3月6日の0メートルの海況図を、左側ですけれども見ますと、7℃の水温帯は岩手県の沖合にありまして、この冷たい水がまだ宮城県に波及してないように見えます。隣の50メートルの海況図見ますと、7℃の親潮系水と思われる水温帯は確かに宮城県の方まで来ていたということが確認されます。こちら右側の図は、黒い線で調査船の調査航路を示してまして、灰色の丸で、いさだの浮上群の反応の大きさを示したものになります。岸側のこの赤い線で書いているところの岸側の航路につきましては、水温が高め、概ね8℃ぐらいになっておまして、ここではいさだの浮上群は認められませんが、底付き群といわしと思われる反応だけが確認されました。一方で、気仙沼の沖合100メートルから500メートルぐらい、それから志津川の沖合のところでは、6℃から7℃台の親潮系水と思われる水温が確認されまして、いさだの浮上群もこの海域で確認されたというような状況でした。

こちらは、いさだの解禁からの経過日数と累積の漁獲量を年ごとに示したものでございます。太い赤線で今年のデータを示しています。今年は需要の関係もありまして早めの終了となったんですけれども、5,481トンと、過去の好漁年と同じぐらいの水準になっております。黒潮が強い中、親潮波及してきてまして、その周辺に漁場が形成されておりました。ただ1つ疑問が出てくるのは、親潮が強かった去年よりも今年の方が水揚げが良かったというところが1つ疑問としてありまして、我々も2月の時点では、今年の親潮の状況あまり強くないということもあって、いさだの漁模様は厳しいのではないかと心配をしておりました。考えられる理由としては、いさだはもう親潮に運ばれて南下してくると予想されてくるということなんですけれども、周辺の水温が高くて、親潮をとる温度勾配が大きい方が浮上しやすいというような情報もあります。黒潮が波及している中でしたので、いさだが蝟集しやすく、良い漁場が形成されやすかったのかなということを1つ考えております。また、いさだの寿命は約2年と言われておまして、昨年親潮非常に強かったという良い影響を受けて、いさだの再生産が好調で、その去年の生き残りをうまく漁獲することができた可能性もあったのかなというふうに考えています。

続きまして、いかなごの状況でございます。こちらの図は、一番左側がランプとすくい網の漁獲量の推移、右側が調査結果でございまして、夏眠個体の推移1月2月の仔稚魚調査の結果の推移、3月の調査結果の推移というふうになっています。近年の状況は、皆様

御承知のとおりですけれども、だいたい2017年頃から減っている兆候が現れはじめまして、2019年以降は、全ての漁獲量だけではなくて、全ての調査の指標で激減したというような状況になっています。参考まで、震災前の2007年にも大きな不漁があったんですけれども、この年は単年の不漁で翌年から回復したという状況でした。

こちらは、調査結果から推定をしました産卵親魚の数と産卵量の指数を示しております。2019年以降、いかなご資源を支える源となる産卵親魚及び産卵量があまりにも少ない状況になっているという状況でございます。このいかなごの現象ですけれども、全国的な事象になっておりまして、通常どおりの漁が行われているのは北海道ぐらいで、兵庫や香川では宮城県と同様に激減していると。陸奥湾や福島、福岡では漁業が行えないほど激減している。伊勢や三河湾では漁期前の水産試験場の調査でも全く採取されないという状況で、今年で8年連続禁漁中というような形になっています。

先ほど、近年親潮が南下しない黒潮系水が波及しているという説明をしたんですけれども、仙台湾の中について見てみたいと思います。こちらは、いかなごの漁場に近い仙台港沖の3月の水温と塩分の関係を示しています。黒潮は親潮と比べて水温が高く塩分も高いので、黒潮系水が波及する年というのはこのグラフで言うと右上の方に、親潮が強い年というのはこの左下の方にプロットされる傾向があります。こうなごの不漁年を黄色で示しておりますけれども、震災前の不漁年も含めて不漁年は右上の方に位置していて、黒潮の波及と不漁年というのが概ね一致しているということがわかります。春の黒潮の波及と親潮の減少というのが、いかなご資源にどのような影響を与えているか、現在考えている要因は、高水温、まいわし、あと餌不足という仮説を考えています。水温が高くなりますと、成長が良くなってですねこうなごが大きくなる傾向があります。こうなると、飢餓に対する耐性も低下して、餌不足になりやすくなるというふうに考えられます。いわしにつきましては、親潮が弱い状況ですと、春に南下するまいわしが、仙台湾に留まりやすくなって、いかなごと餌や空間をめぐる競合が生じている可能性があるかなというふうに考えています。3つ目が餌不足でして、黒潮は親潮と比べると、いかなごが餌とするプランクトンが少ないので、餌が少ない黒潮が波及することで餌不足になって、生残率が低下したり、成熟に対する悪影響があった可能性もあるのではというふうに考えています。

この3つ目の餌不足の仮説について聞き慣れない部分もあるかと思しますので、少し御説明をいたします。いかなごは、こうなごからめろうごまで、この生活史を通じて動物プランクトンを捕食しています。特に、かいあし類と呼ばれる甲殻類プランクトン好むんですけれども、仙台湾で採取したいかなごのお腹を見てやると、もう9割以上がこのかいあし類で満たされています。右側に新聞記事載せておりますけれども、瀬戸内海の方では栄養塩不足に起因する動物プランクトンの減少による餌不足で、成熟などに影響が出ていて、減少しているのではないかというふうに考えられているというところもあるので、仙台湾ではどうかという点を見てみたいと思います。

こちらのグラフなんですけれども、春の仙台港沖の動物プランクトンの量を棒グラフ、餌とかいあし類の密度の推移を折れ線グラフで示しています。赤い矢印で不漁年を示しています。こちらを見ますと、動物プランクトンが少ない年と不漁年というのは一致していると。2022年は35トンで不漁の水準だったんですけれども、親潮の影響で動物プランクトンが多く、3年ぶりの水揚げに繋がったのではないかというふうに考えています。

黒潮は、このかいあし類が少ないだけでなく、サイズも小さいということが知られていますので、黒潮波及することで、餌不足に陥って、いわゆる加入不調に陥っているのではないかというふうに考えて、今、研究を進めているところでございます。

次に、今年の状態について振り返ってみたいと思います。こちらは2月上旬のいかなごの仔魚の調査結果を示しております、1月に生まれたいかなごの仔魚の調査を毎年仙台湾と牡鹿半島の方で行っております。仙台湾で49尾、牡鹿半島周りで20尾が採集されて、いずれも昨年よりも採れてはいるんですけども、過去には数千尾とか多い時には数万尾採れていた調査でございます。左のグラフは、仙台湾の結果を定量的な分布密度で示したんですけども、今年の調査結果も2019年以降の不漁年の水準であると判断されました。また、右側には採集した仔魚の平均体長の推移を示しておりますけれども、黒潮が強勢だったということで、高い水温を反映して例年よりもサイズがかなり大きくなっていました。同様の調査を漁期直前の3月にも行っております。牡鹿半島周りでは0で、仙台湾では56尾という結果でした。左側のグラフ、仙台湾の調査結果の推移を見ますと、やはり不漁年の水準になっております。また、高水温で、2月同様にサイズも大きくなっていました。採集された魚のうち、最も大きいものは42ミリに達してまして、これは去年の4月1週目に石巻で水揚げされた魚と同じぐらいのサイズになっていたという状況でございました。こちらのグラフは、3月の仙台湾の調査結果と、その年のいかなごの漁獲量の関係を示しています。比較的精度の良い関係が得られておまして、3月の調査結果から概ねその年の漁模様を予測することができます。今回の調査結果をプロットしますと、予測される漁獲量は過去の不漁年と同じぐらいの水準であったと。ですので、3月の時点で昨年よりも量は少なくサイズは大きいと予測をして、情報提供をしておりました。実際は何隻か操業をしていただいたんですけども、水揚げはゼロと言う非常に残念な結果となってしまいました。

まとめますと、今年の状態は黒潮系水が強勢な中に、牡鹿半島以北については親潮系水が波及が見られた状況であったと。そういった海域で、いさだ漁場が形成されて、いさだについては、今漁期の水揚げは好漁年の水準であったという結果でございました。いかなごについては、引き続き産卵資源が少ないような状況で、事前調査の結果も不漁年の水準。結果として今漁期の水揚げがゼロとなってしまいました。

説明の方は以上になります。

○關会長

はい。どうもありがとうございました。県からの説明終わりましたので御質問がありましたらお願いします。

御質問ありませんか。

調べれば調べるほど、残念な状況なんですね。親潮が来ないとどうにもならないという結論ですよね。

○水産技術総合センター 石川研究員

そのように考えております。

○關会長

親潮の接岸がある岩手とか北の方で、生息できる海域はないんですか。

○水産技術総合センター 石川研究員

確かに今回の結果は仙台湾の調査結果で、元々親潮の影響がどちらかといえば北の海域と比べると受けにくくて、黒潮が入りにくい調査結果になります。宮城県の北部ですとか、岩手県さんの方ですと、状況が違うのかなと思うんですけど、元々の資源量に対して必要な餌量というのは決まってくると思いますので、なかなか同種の調査でやってみないと言えないのかなと考えています。

○關会長

これから情報交換なさるんでしょうけど、スライド17の説明では3月の資源調査で、親潮が届いていない南の方で51尾漁獲されているようですが、それは親潮がないのにこちらに分布しているという理解でよろしいんですかね。

○水産技術総合センター 石川研究員

はい、大変重要な質問だと考えておまして、仙台湾に春に黒潮が強く波及するようになってから、今年で4年目か5年目かと思うんですけど、この3月の時点で少ないですけど56尾が確認されたこと、同時にプランクトンの調査もしまして、実は黒潮が波及しているのに、餌が比較的豊富でした。なので、この時点ではひょっとしたら非常にたくさん水揚げはないかもしれないけど、去年くらいの水揚げはあるかなと考えていたところですけども、その後2回、3回とどんどん黒潮が入ってくる中で、どんどんプランクトンが減っていきまして、そうなる餌の量に対応するかのよう、4月頭の操業の時にはぐっと減ってしまったという状況でした。

○關会長

2月頃の海況がそういうプランクトンを増やす状況にあったんだという理解ができる状況ですかね。

○水産技術総合センター 石川研究員

そうですね、なにがそのプランクトンを動態しているのかは黒潮と親潮がありながらも今年の調査結果を見ると、少しはあるんだとは。

○關会長

いずれにしてもこのパッチな状態にしかないのでは漁業は成立しないような雰囲気ですね。あの御専門の方、なにか。

はい、尾定委員お願いします。

○尾定委員

2017年というのにもものすごく引っかかっていて、紀伊半島沖の黒潮の大蛇行と連動して、結局向こうでもそのあおりを受けてか知らないけど、今実はプロジェクトで伊勢志

摩あたりを拠点としているんですけど、あわびは1個も獲れない。だから海女さんもまったくお手上げ状態で、もう宮城県の希望も含めて結局すごく大規模な状況での大変化が起こっていて、そのあおりをくらっているから南だろうがここだろうが、いろんな意味で今までにない状況に陥っている気がするんです。それはすぐ直近の現象だけ見ても分からないと思うので、ここはもう地球規模で理解しなければならない状況になっているのかもしれない。だからなおさら、今のこの現段階で答えを出そうというのはなかなか難しいと思うんです。そこは研究サイドで連携して、違う場所で起こっていることを統合するともしかしたら何か回答が得られるかもしれないというふうな期待はしていて、実は我々宮城県と水産研究教育機構の塩釜支所と連携して、環境データについてはデータ共有しながら理解をしましょう。三重は三重で三重大学と三重県の水産研究所と鳥羽商船でチームを作ってもらっていて、そことも我々リンクしてやりますので、追々水産技術総合センターさんには声をかけるとお思いますので、よろしくお願ひします。何か良い回答が得られればと思っております。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。非常に大事な情報かと思ひます。こういう状況で地球規模となると色々地球温暖化の関係もあるし、いろんな環境変化の絡みが関係している可能性があるのていろんな所からの情報を統合して、情報を得ていただければと思ひます。

他にございませぬね、はい、どうぞ高橋（一）委員。

○高橋（一）委員

色々今後の状況慌ただしく漁師からすると好まざる状況でしたが、それでもですね、先ほど冒頭に關会長が申したとおり、金華山以北、半島以北で黒潮が強いといひますが親潮も入ってくるんですよ。そういう関係でぎんざけもしかり、かきもしかり、わかめもしかり、ほや生産とほたてもまたこれからますます来ますよ、養殖等については、ある意味では今の状態は好状態でないかなと今考へておひますが、今後どうなるかは分かりませぬよ、いわしが異常な高値で、養殖業者の皆さんが買つてないね、南からの黒潮がこのままの状態であるいは宮城県の方から福島の方に戻つてですね、宮城県の方に親潮が入つてくれればいいのかなというふうにお思ひしているんですが、この状態が来年も続くかどうか分かりませぬが出来れば、最低でもこの状態を保つてほしいなと漁師の気持ちでございませぬ。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。そうお願ひしたいと思ひます

他にございませぬか。

なければ、報告事項「沿岸春漁の操業状況について」はこれまでとします。

————— 報告事項終了 —————

【その他】

○關会長

次に、その他に移ります。

その他ございますか。はい、大江委員。

○大江委員

相馬の漁師と会う機会がありまして、今何やってんのと聞いたら、刺し網やってるって。ひらめやたいが大漁で、50センチ以下のひらめを放流して、1人に対して尾数制限があつてどうにもならないと。その中でまこがれいが7,000円/キロで売れてるって。でも7,000円/キロで売れても獲れないと。今後どうするのと聞いたら、今さば網でたちおが来てるから、たちお獲るんだと。それでたちおのはえなわもやってるみたいなんです。私が聞きたいのは、確認というより宮城では今こうなごがゼロでぜんぜん獲れないと、宮城の方にも近年たちおがかなり来ているので、漁船漁業部会で話し合っていると思うんですが、刺し網に関して、仙台湾の刺し網の許可持っている人は何を獲てもいいのか。金華山以北でそのたちおやら刺し網で獲るのは、今現在そういうのはあるのか。今後たちおだと、レジャーの関係とかなり兼ね合いがあるので、刺し網をしたり、はえなわを今後どういうふうを考えているのか、その辺ちょっと聞きたいなと思ひまして。

○關会長

はい、大江委員の質問に今お答えできる方はいらっしゃいますか。

はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

はい、確かに仙台湾、金華山以北と以南では刺し網の漁業の制度の違いがございます。仙台湾に関しては知事許可にしておりますので、刺し網ということであれば当然知事の許可が必要ですし、あと操業の方ですね、今日、鈴木会長代理出席していただいておりますが、昔から仙台湾底びき網の方と刺し網漁業の方で漁場の使い分けの方ずいぶん前からやっておりますので、その範囲内で操業していただくのが、一つの考え方だと思います。金華山以北に関しましては制度上、刺し網漁業の方、秋さけとかは承認制にしていますが、たちおの漁獲という部分での制度化はしておりませんので、基本的には自由漁業というふうになると思います。ただ、共同漁業権の部分もありますし、最近ですと、昨年くらいから、金華山以北の一部でトローリングというような操業も始まっておりまして、新聞の方でも付加価値の高いたちおを水揚げしていると載ったと思います。いずれ、たちおの資源自体は、宮城県全体として増えていると思いますが、制度上導入できる部分、そうでない部分あると思いますが、新しい漁業として確立していくためには、我々の方も現場の方も研究といいますか、これから研究だったり検討だったりが必要なことだと思います。漁船漁業全体の部分でいいますと、以前に海区の方でも御紹介させていただきましたが、昨年11月に漁船漁業部会でしたり、仙台湾小型の代表の方で集まっていたいただいて、不漁対策検討会の開催をいたしました。まだ結論の取りまとめまでには至っておりませんが、

その検討会の中で、たちうおの漁業という話は出ておりますので、その中で転換の在り方でしたり、新しい操業という部分で現場の方と引き続き検討だったり議論をしていきたいと思えます。なかなか正しい答えではないかもしれませんが以上です。

○關会長

よろしいですか。

○大江委員

金華山以北に関しては今のところ自由操業ということでよろしいんですね。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

そうですね。一部、遊漁船の方とトラブルなんか現場で発生しているようですので、その辺の調整は必要だと思うんですが。

○大江委員

近年、獲れる魚が獲れなくなって、獲れない魚が獲れるようになってくるといろんな兼ね合いがあるので、県の方は対処が大変だと思うんですけど、その辺よろしくをお願いします。

○關会長

はい、本当ですよ、伊勢えびはどうですか。

○大江委員

伊勢えびはありませんね。

○關会長

はい。色々変化があるようですので、今後は情報交換を密にして、優良な対策になるように皆さんの知恵をお借りしたいと思います。

他にございませんか。

なければ、事務局より事務連絡をお願いします。

----- その他終了 -----

○事務局 高橋総括次長

それでは、事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について連絡させていただきます。次回は来月となりますが、6月16日の金曜日、午後2時から、場所は本日と同じこの県庁9階の第一会議室で開催を予定しております。委員の皆様は御多忙とは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○關会長

ありがとうございます。

本日予定しておりました議題は以上ですべて終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

○事務局 高橋総括次長

関会長、委員の皆様、本日は長時間にわたり大変ありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 宮城海区漁場計画（案）について
- (2) かたくちいわし（しらす）1 そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等について
- (3) 宮城県資源管理方針に係る令和5管理年度の知事管理漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群・ずわいがに太平洋北部系群・くろまぐろ大型魚・くろまぐろ小型魚）

協議事項

漁業法第73条第2項第2号に係る判断基準（案）について

報告事項

沿岸春漁の操業状況について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

關 哲夫

署名委員

大江 瑠明

署名委員

石森 裕岩

書 記

瀧上 瑠孔